

近畿厚生局特別指導第一課 標準文書保存期間基準

令和2年4月1日改正  
文書管理者：特別指導第一課長

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	文書管理規則の別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間終了時の措置	
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯										
11 個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1) 行政手続法第2条第3号の許認可等（以下「許認可等」という。）に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	・ 行政文書開示請求 ・ 保有個人情報開示請求	情報管理	情報公開	情報公開（〇年度）	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	2 (1)①11 (2)	以下について移管（それ以外は廃棄。以下同じ） ・ 国籍に関するもの	
			個人が営む事業に関する指導・調査に係る文書のうち重要なもの	・ 指導	保険医療	指導	個別指導（医科）（〇年度） 個別指導（歯科）（〇年度） 個別指導（薬局）（〇年度） 特定共同指導・共同指導（〇年度）	5年	—	廃棄
			・ 返還金	保険医療	返還金	返還金（〇年度）	5年	—	廃棄	
	(2) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	① 訴訟の提起に関する文書（十五の項イ）	・ 訴状 ・ 期日呼出状	保険医療	訴訟	訴訟（〇年度）	訴訟終了後10年	2 (1)①11 (6)	以下について移管 ・ 法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの。	
			② 訴訟における主張又は立証に関する文書（十五の項ロ）	・ 答弁書 ・ 準備書面 ・ 各種申立書 ・ 口頭弁論 ・ 証人等調書 ・ 書証	保険医療	訴訟	訴訟（〇年度）	2 (1)①11 (6)		
			③ 判決書又は和解調書（十五の項ハ）	・ 判決書 ・ 和解調書	保険医療	訴訟	訴訟（〇年度）	2 (1)①11 (6)		
12 法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1) 行政手続法第2条第3号の許認可等（以下「許認可等」という。）に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	・ 行政文書開示請求 ・ 保有個人情報開示請求	情報管理	情報公開	情報公開（〇年度）	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	2 (1)①12 (2)	以下について移管 ・ 運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの ・ 公益法人等の設立・廃止等、指導・監督等に関するもの	
			法人が営む事業に関する指導・監査に係る文書のうち重要なもの	・ 指導	保険医療	指導	個別指導（医科）（〇年度） 個別指導（歯科）（〇年度） 個別指導（薬局）（〇年度） 特定共同指導・共同指導（〇年度）	5年	—	廃棄
			・ 返還金	保険医療	返還金	返還金（〇年度）	5年	—	廃棄	
	(2) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	① 訴訟の提起に関する文書（十五の項イ）	・ 訴状 ・ 期日呼出状	保険医療	訴訟	訴訟（〇年度）	訴訟終了後10年	2 (1)①12 (6)	以下について移管 ・ 法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの	
			② 訴訟の主張又は立証に関する文書（十五の項）	・ 答弁書 ・ 準備書面 ・ 各種申立書 ・ 口頭弁論 ・ 証人等調書 ・ 書証	保険医療	訴訟	訴訟（〇年度）	2 (1)①12 (6)		
			③ 判決書又は和解調書（十五の項ハ）	・ 判決書 ・ 和解調書	保険医療	訴訟	訴訟（〇年度）	2 (1)①12 (6)		
上記各号に該当しない事項										
34	所管する業務に係る関係機関等との会議及び連絡調整に関する事項	会議の開催及び連絡調整に関する重要な経緯	会議及び連絡調整等に関する重要な資料 ・ 会議資料 ・ 出席者名簿 ・ 特定事項選考委員会 要綱・規程・資料・議事録	保険医療	特定事項 保険医療機関等及び官庁並びに保険者等への通知・照会・依頼文書	特定事項（〇年度） 情報提供依頼書（〇年度） 関係機関への情報提供（〇年度）	5年	—	廃棄	